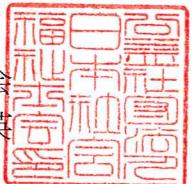


日社福士 2017-140
2017年5月26日

2018年度予算・制度に関する提案書

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 鎌倉 克英



公益社団法人日本社会福祉士会は、人びとの尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

私たちは、社会福祉士の援助を必要とする人びとの生活と権利を擁護するため、以下の事項について提案します。

【厚生労働省社会・援護局関係】

○「地域共生社会」の実現に向けた新たなシステムの構築における人材の確保及び定着
2017年度予算において、「地域共生社会の実現に向けた新たなシステムの構築」として240億円が計上されています。

2016年12月26日に公表された地域力強化検討会の中間とりまとめでは、他人事を我が事に変える「触媒」等のソーシャルワーク機能の必要性が明記されています。地域共生社会の実現には、複数のソーシャルワークの機能を担う専門職が不可欠です。社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において社会福祉士に関して議論されているところですが、中間とりまとめが示すとおりソーシャルワークの機能を同時一体的・包括的に発揮しやすいよう、社会福祉士等の専門職の確保や定着について必要な措置を講じてください。

○生活保護業務における社会福祉士の活用方策の検討

生活保護のケースワーカー任用に関して、現行の社会福祉主事任用要件だけでは、生活保護世帯の増加とともに多様化・複合化する住民ニーズに対応することは困難です。

本年5月から開始された「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」において、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の両制度の一体的な見直しについて主な議題とすることとされていますが、多分野にわたる支援を総合的に担う人材として、社会福祉士の活用についても検討して頂きますようお願いします。

○生活保護の対象者に外国人を含める生活保護法の改正

生活保護法における外国人の扱いについては、現状においても厚生労働省の通知を根拠として、各自治体は一定の在留資格を有する外国人に対して人道的な観点から行政措置として、生活保護法を準用しています。

我が国が人道に基づき、国籍に関わらず誰でも健康で文化的な最低限度の生活を送ることができる国であることを示すためにも、生活保護法を改正し、外国人も法の対象としてください。

○生活困窮者自立支援法の対象に外国人が含まれることの地方自治体への周知

生活困窮者自立支援法では、地域で生活する福祉の支援を必要としている外国人について、在留資格に関係なく対象としていることは評価されるべきです。残念ながら、一部地方自治体においてこの点が十分に周知されていない例があるので、このことについて各自治体に対して周知するようお願いします。加えて、外国人が対象であることについて法令・通知等において明確にするようお願いします。

○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の恒久法化

生活困窮者自立支援法においてもホームレスへの支援は一部カバーされていますが、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が失効すれば、ホームレス問題の解決のために必要な実態調査の実施や国と地方自治体に基本方針・実施計画の策定を義務付ける根拠がなくなり、ホームレス支援にかかる総合的な問題解決に支障をきたすことになります。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法を失効させることなく、改正のうえ恒久法化するようお願いします。

○生活困窮者自立支援法自立相談支援事業における主任相談支援員への社会福祉士の配置

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議により自立相談支援機関においては、社会福祉士等のソーシャルワーク専門職の配置を検討し、適切な措置を講ずることとされています。また、主任相談支援員の研修受講要件として社会福祉士等の国家資格と実務経験が必要とされています。

そのため、実際に半数近くの同機関に社会福祉士が配置されていますが、アウトリーチの必要な生活困窮者への個別支援を通して地域資源開発、地域づくり（ソーシャルアクション等）をすすめるためにも、主任相談支援員は社会福祉士等の有資格者を原則とするようにしてください。

○生活困窮者自立支援法 住居確保給付金の要件緩和

生活困窮者自立支援法における初期相談段階における対応として、安定した住居の確保のための条件整備は必要不可欠です。しかし、現行の住宅確保給付金は、家賃補助（三ヶ月）の対象を離職者に限定しており、例えば、敷金を用意できずネットカフェを転々とし就労している人が安定した生活基盤を築くためにこの給付は活用できません。また地方自治体の予算措置の状況も格差があります。これらの実情を踏まえ、自立支援のための同給付の対象の拡大と自治体の予算確保等について必要な措置を講じてください。

○地域自殺対策推進センターや市町村の自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

自殺対策基本法の改正によって、地域の実情を勘案した都道府県自殺対策計画が策定されることになり、地域での自殺対策の促進が期待されます。また、2017年5月に発表された「新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会報告書」では、地方自治体における他の施策等とのコーディネート役を担う専任職員の配置などにより自殺対策を地域づくりとして推進することへの期待が述べられています。

本会では、2016年度に精神医療、法律、心理領域等の知見を借りながら、社会福祉士に求められる価値やリスク判断に必要な視点を習得する研修プログラムを開発し、全国の都道府県社会福祉士会に普及させております。地域に根ざした自殺対策を進めていくためにも、相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いします。

○地域生活定着促進事業における予算の安定確保

全国の地域生活定着支援センターでは、矯正施設退所予定者が帰住先の都道府県で必要な支援が受けられるよう広域調整を実施しています。

地域生活定着促進事業の国庫補助については、2016～2018年度の3年度程度をかけて事業の基本額を段階的に見直すこととされていますが、地域生活定着支援センターからは、将来的な事業運営上の不安を訴える声が聞かれています。

地域生活定着促進事業の維持・継続発展の為に安定的な予算（基準額）を確保するようお願いします。

○災害福祉広域支援ネットワークの全国統一の運用

福祉分野において、災害発生直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援する仕組みを構築するため、厚生労働省においては都道府県単位の災害福祉広域支援ネットワークの構築が推進されています。

一方で、今後、広域災害において都道府県間の福祉支援に際し、支援内容や手順の共通化が必要であり、DMATの福祉版として全国共通の制度が求められています。そのために、個々の都道府県同士の連携だけでなく、全国単位で検討や協議を行うためのプラットフォームの設置など、厚生労働省が主導する事業展開をお願いします。

○新たな社会福祉サービスの受け皿としての「社会福祉士法人（仮称）」の創設

地域共生社会の実現には、制度横断的な知識を有し、包括的な相談支援と協働の中核の役割を担うソーシャルワーカー専門職の活用が重要です。地域の実情に合った柔軟な仕組みを構築するためには、従前の法人とは別にソーシャルワーカー専門職である社会福祉士が設立できる法人格として社会福祉士法人（仮称）の創設が有効であると思いますので、その制度化について検討をお願いします。

【厚生労働省　障害保健福祉部関係】

○地域における生活の維持及び継続の推進

地方自治体では地域生活支援拠点の整備に取り組むこととなっていますが、残念なが

ら進んでいない現状です。大きな原因の一つに、運営に必要な費用が予算化されていないことがあります。24時間の居宅介護事業所の待機職員の人事費、相談支援専門員の人事費など、出来高による収入では賄いきれない費用を予算化しなければ推進が困難です。地域生活支援拠点の整備・運営に要する費用を予算化してください。

○障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備

障害児支援の提供体制の確保に関しては、障害児のみに焦点をあてるのではなく、保育所、幼稚園、認定こども園にも発達障害児等の受け入れができるよう、インクルーシブシステムの構築が必要です。成長期におけるインクルーシブシステムの構築は、その後の地域共生社会の実現に欠かす事ができないシステムとなるからです。障害の有無にかかわらず幼児が共に成長できる環境を整備してください。

○市街化調整区域における居宅介護事業所・特定指定相談支援事業所の開設

現在、「市街化調整区域」においては、新たに建築物を建てること、増築することを極力抑えられています。ただし、一定規模までの農林水産業施設や、公的な施設、および公的機関による土地区画整理事業などによる整備等は可能です。しかし、福祉事業に関しては、自治体によりその開設の認可がまちまちとなっている状況です。

居宅介護事業所・特定相談支援事業所は、地域生活支援拠点事業を拡充させるには不可欠な資源であることから、本事業に関しては当該区域における事業所開設について許可が得やすくなるよう必要な措置を講ずるようお願いします。

【厚生労働省 老健局関係】

○地域支援事業の推進に係る地域包括支援センターの強化に伴う人材確保

2016年12月9日に社会保障審議会介護保険部会が公表した「介護保険制度の見直しに関する意見」において、地域包括ケアシステムの深化・推進が明記されています。

この中核的な機関である地域包括支援センターは、機能の強化や在宅医療と介護の連携等の取組みの必要性の強化が掲げられています。一方で当該意見に示されているように、業務過多になっているという指摘もあります。地域包括支援センターの体制に関する適正な評価を通して、市町村に対して社会福祉士をはじめとする必要な人員の確保を促すよう必要な措置を講じてください。また、新たな配置基準等を設けるに当たっては、認知症高齢者数や単身世帯数の割合を考慮する基準としてください。

○介護報酬における社会福祉士配置による加算

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにおける生活相談員の資格要件では、社会福祉士に限らず、その「同等以上の能力を有すると認められる者」を認めており、総務省がこれを徹底するよう勧告しています。

障害福祉サービスにおいては、福祉専門職職員配置等加算により社会福祉士を配置していることによる加算が認められているとともに、診療報酬においても社会福祉士配置による加算が認められていることを踏まえ、介護報酬においても同様に社会福祉士による加算を認めるようお願いします。

○成年後見制度利用支援事業の必須事業化

2017年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、全国どの地域に住んでいても、必要な人が成年後見制度を利用できるような地域体制の構築を目指すこと、そのための制度の利用に係る費用等に係る助成について検討が行われることが望ましいことが明記されています。

成年後見制度利用支援事業は、障害者総合支援法（地域生活支援事業）では既に必須事業であり、介護保険法（地域支援事業）でも必須事業とするようお願いします。

【厚生労働省 雇用均等・児童家庭局関係】

○児童相談所長による未成年後見人選任支援と未成年後見人支援事業の運用推進

2011年の法改正により、児童相談所長は、親権者がいない児童についてその福祉のために必要があるときは未成年後見人選任の請求をしなければならないことが児童福祉法に明記され、同時に未成年後見人支援事業が開始されました。

しかし、2015年度の児童相談所長による未成年後見人選任申立ては52件に留まり、支援事業の運用も広がっていません。児童相談所職員の多くが未成年後見人選任の役割と支援事業自体を理解できていないため、児童相談所が関わりながら未成年後見人支援事業が適用されず、無報酬無保険で後見人を受任している事例が各地で発生しています。児童相談所長による未成年後見人選任支援の役割と未成年後見人支援事業の運用に関する周知の徹底と推進をお願いします。

○子育て世代包括支援センターへの社会福祉士配置促進

母子保健に関する相談にも対応するため、利用者支援事業に「母子保健型」を新設し、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターを整備することとなりました。しかし、妊娠期から学齢期を超えて成人に至るまでをワンストップで対応する拠点とするには、「基本型」との一体的運営の推進が必要です。また、福祉と母子保健をつなぐ社会福祉専門職の配置が不可欠であるため、社会福祉士の配置を促進してください。

【法務省関係】

人権擁護局

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）における対象者の拡大

2016年6月に成立した「ヘイトスピーチ対策法」の対象者である、「適法に居住する者」について、対象を拡大し「日本に滞在する者」としてください。

本法第2条で定義されている「差別的言動」は、適法に居住しているか否かに関わらず、あってはならないものと考えます。「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、」との衆参両院の付帯決議の主旨を明確化するためにも、法の改正をお願いします。

最高裁判所

○家庭裁判所における参与員の活用

参与員制度は、国民の良識を反映させるために、2004年度に人事訴訟にも拡大されたものですが、社会福祉士が参与員として関与することで効果を上げている例もあると聞いています。

家庭裁判所の後見業務において、総合的な判断ができる福祉人材として社会福祉士を参与員に活用することについて検討をお願いします。当面、社会福祉士を参与員として活用することについて、各家庭裁判所に対して周知いただくようお願いします。

【内閣府関係】

内閣府政策統括官（防災担当）

○災害時における福祉・介護サービス提供者の災害救助法適用

高齢化や医療の発達に伴い福祉・介護サービス利用者は年々増加しています。福祉・介護サービス利用者にとって、サービス供給はライフラインであり、発災時においてもサービスが途切れずに供給されることが非常に重要です。

災害救助法第7条で、医療、土木建築工事又は輸送関係者については従事命令を規定していますが、発災時においても止めることができない福祉・介護サービス提供者について、これらと同様に災害救助法の適用としてください。

内閣府政策統括官（防災担当）

○災害福祉広域支援ネットワークの制度化

福祉分野において、災害発生直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援する仕組みを構築する必要があります。そのため、厚生労働省においては2012年度から都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築が推進され、2016年6月現在で13都道府県において構築されています。

今後、全国どこで発災してもDMATのように福祉・介護サービスが災害時にも途切れることなく必要な方に提供される制度が必要です。

このような取組を、災害救助法等の法制度に位置付け、防災基本計画等に盛り込まれるようお願いします。

【文部科学省関係】

○スクールソーシャルワーカーの常勤配置化の推進

スクールソーシャルワーカーは、児童生徒やその家族と信頼関係を築き、関係機関との調整や地域の社会資源の活用や開発、ネットワーク構築などが行えることが必要です。週に1~2回の勤務では実現が困難ですが、常勤職であれば児童生徒に継続的な対応が可能となり、より適切な支援を行うことができます。

また、文部科学省では2019年度までに全中学校区（約1万か所）にスクールソーシャルワーカーを配置することを目標としていますが、常勤採用であれば社会福祉士や精神保健福祉士が業として選択することができ、人材確保につながります。

「児童生徒の教育相談の充実について」（教育相談等に関する調査研究協力者会議 2017年1月）においても学校及び教育委員会に常勤のスクールソーシャルワーカーを配置するとされており、より一層の常勤化を図るようお願いします。

○スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザー配置に向けた職能団体の活用推進

毎年47名のスーパーバイザー配置が予算化されていますが、スーパーバイザーはスクールソーシャルワーカーがその職責と機能を遂行できるよう指導する業務であり、高い専門性が求められます。

日本社会福祉士会はスクールソーシャルワーカーへの研修会の開催や、スーパーバイザーの養成を行うとともに、多くの都道府県社会福祉士会が子どもの支援に関する委員会を組織しており、団体としてのバックアップが可能となっています。スーパーバイザー機能を職能団体への委託として実施する場合も予算活用できるようお願いします。

○教職員等がソーシャルワークを学ぶ機会の確保

学校でソーシャルワークが機能するためには、スクールソーシャルワーカーの常勤配置や適切なスーパーバイザーの存在とともに、教員のソーシャルワークに関する理解が欠かせません。教員がソーシャルワークを理解すれば、スクールソーシャルワーカーとの連携や協働が円滑となり児童生徒やその家族への支援がより早く、より適切に行えます。

そこで、初任者研修や10年経験者研修などの法定研修に専門職との連携に関する科目を義務づけるとともに、教職課程でも必須科目に位置づけるなど、すべての教員にソーシャルワークを学ぶ機会が得られるようにしてください。